

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23号第5項の規定により、当社における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	アイコム株式会社
事業所の所在地	〒370-0854 群馬県高崎市下之城町301番地2 ゼンテクビルC-2

1 派遣労働者の数 (対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

派遣労働者の数（令和 年 6 月 1 日付）	57	（人）
雇用安定措置を講じた人数	0	（人）

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	37	（件）
----------------------	----	-----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）①	15,303	（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）②	9,897	（円）
マージン率（＝（①－②）÷①）	35.3	（％）

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施 期間	実施 主体	賃金支給の 有無	労働者の 費用負担の 有無
入職時訓練	雇入時	OFF-JT	0.16日	派遣先	有	無
Microsoft office研修	派遣中		0.12日	派遣元		
コミュニケーション研修			0.04日			
問題解決力向上研修			0.08日			
業務改善研修			0.02日			
ロジカルシンキング研修			0.10日			
プレゼンテーション研修	0.12日					
コーチング研修	3年目以降		0.08日			

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

年次有給休暇、社会保険、雇用保険、労働者災害補償保険
育児休業制度、育児短時間勤務制度、子の看護休暇、介護休業制度、介護休暇
定期健康診断

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か : 締結済
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 全派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期 : 令和8年3月31日